

広瀬こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 圓通福祉会
代表者氏名	理事長 武内 泰彦
法人の所在地	磐田市上神増460-1
法人の電話番号	0539-62-2104

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	広瀬こども園		
所在地	磐田市上神増460-1		
電話番号	0539-62-2104		
管理者名	園長 高橋 薫		
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 15名	3歳児 2号 27名	1号 3名
	1歳児 3号 20名	4歳児 2号 27名	1号 3名
	2歳児 3号 24名	5歳児 2号 27名	1号 3名
自己評価の概要	職員による教育・保育内容等の自己評価を定期的に行っています。		
職員への研修の実施状況	内部研修年12回、その他外部研修、キャリアアップ研修該当者は参加		
認可年月日	令和2年4月1日		

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	教育及び保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、教育及び保育事業を行うことを目的とする。
理念	「手を合わせる」 「心を合わせる」 「愛語を根本とする」

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2989.42㎡		
	園庭	698.16㎡		
建物	構造		木造（幼児棟）	鉄筋セメント瓦（乳児棟）
	延べ面積	1550.78㎡	1272.81㎡	277.97㎡
施設の内容	乳児室	2室	保育室	4室
	ほふく室	2室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	4室
	調乳室	2室		
設備の種類	冷暖房、プール			
その他				

5. 職員の職種、員数及び職務の内容 令和8年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	園務を司り、所属職員を監督	1人	人
主幹保育教諭	園児の保育をつかさどる	2人	人
保育教諭	入所児の保育に関する事	14人	9人
調理員	給食等調理に関する事	1人	人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	4人	人
事務員	事務に関する事	人	1人

*当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています

6. 教育・保育を行う日及び時間等

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7時から19時
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日 ※1号認定児童は土曜日休み ※1号認定児童 夏休み…8月1日から8月31日 冬休み…年末年始に10日程度 春休み…年度末に10日程度 ※1号認定児童の上記長期休暇の預かり保育利用には、就労証明書が必要です
時間等	教育標準時間認定 8時30分から14時 預かり保育 8時から8時30分 14時から18時 長期休暇預かり保育 8:00～18:00 保育標準時間認定 7時から18時 延長保育 18時から19時 保育短時間認定 8時から16時 延長保育 7時から8時 16時から19時

*預かり保育及び延長保育利用については別途利用者負担が必要になります。

*警報発令時の対応について（「広瀬こども園のしおり」参照）

*感染症流行時の対応について（「広瀬こども園のしおり」参照）

7. 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 保育の提供 上記6に記載する時間において、教育及び保育を提供します。

8. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法…自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書等の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルあり。

※詳細は「広瀬こども園のしおり」をご覧ください

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を静岡県知事へ提出しています。

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の基準に沿って衛生管理を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

9. 利用料金

別表のとおり

10. 利用の開始について

利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第39条により、事前に園長が定めた方法により選考する

11. 利用の終了について

当園は、以下の場合には教育及び保育の提供を終了します。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 利用料等の滞納、その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 教育保育認定子どもの保護者から利用中止の申し出があったとき

12. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科

医療機関の名称	医療法人社団 育成会 大須賀医院
医院長名又は医師名	大須賀 育朗
所在地	磐田市新開482-1
電話	0539-63-0007

歯科

医療機関の名称	わたべ歯科医院
医院長名又は医師名	渡部 真奈美
所在地	磐田市大久保679-19
電話	0538-38-5515

学校薬剤師

所属機関の名称	医療法人社団 育成会 大須賀医院
薬剤師名	大須賀 桃子
所在地	磐田市新開482-1
電話	0539-63-0007

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。		
避難訓練	避難訓練を月1回実施		
防災設備	火災報知機	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常警報装置	非常警報装置	非常用電源
	消火器	ヘルメット	防災頭巾
避難場所	園庭 慈眼寺 豊岡公民館		

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動 損害保険ジャパン日本興亜
保険の種類	死亡後遺障害 入院保険 通院保険
保険金額	東京海上日動 死亡後遺障害 230万円 入院保険日額 3,000円 通院保険日額 2,000円 損害保険ジャパン日本興亜 死亡後遺障害 150万円 入院保険日額 1,500円 通院保険日額 750円

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主幹保育教諭 山田 千里	
受付責任者	園 長 高橋 薫	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	電話 0539-62-2104 FAX 0539-62-6610	
第三者委員	仲川 勝彦 磐田市上神増344	市川 一夫 磐田市上神増1722-1
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

18. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、園のしおりに内容を掲げています。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

以下の場合については個人情報を使用しますので、予めご了承下さい。

- ・緊急時においては関係医療機関等に情報提供を行います。
- ・小学校入学時、入学予定の小学校に対して情報提供をします。

※詳細は「広瀬こども園のしおり」をご覧ください。

19. その他

本契約に定めていない事項についてはその都度話し合いで解決する。

家庭状況や就労状況、保育時間の変更届などの書類は毎月20日までの提出で翌月よりの適応となります。

20日を過ぎると翌々月からの適応となりますので、保育料の変更などがある場合はご注意ください。

別表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育料	保育の提供に係る費用として	市が決定した額
主食費	3歳以上児の主食代として	月額 1,500円
副食費	3歳以上児の副食代として（おやつ含む）	月額 6,000円
希望保育食費	3歳以上児が土曜日の希望保育を利用した場合（おやつ含む）	1回 400円
教材費	0歳児から2歳児	月額 150円
教材費	3歳児から5歳児	月額 300円
専門講師料	3歳児から5歳児（体育教室 音楽教室 絵画造形教室）	月額 1,200円

2. 延長保育に係る利用者負担

預かり保育時間 1号認定

教育標準時間認定料金 8:00~8:30 利用1回あたり50円

14:00~18:00 利用1回あたり500円

長期休暇預かり保育利用料金 8:30~14:00の時間内1時間あたり100円

延長保育時間 平日（月曜日～金曜日）2号・3号認定

保育標準時間認定料金 18:00~18:30で利用の場合200円

18:00~19:00で利用の場合400円

保育短時間認定料金 7:00~8:00で利用の場合300円

16:00~17:00で利用の場合300円

16:00~18:00で利用の場合600円

16:00~19:00で利用の場合900円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は7:00から18:00、保育短時間認定の場合は8:00から

16:00）を超えて利用した場合は、延長保育となります。

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における教育及び保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 広瀬こども園

説明者 園長 高橋 薫

私は、本書面に基づいて広瀬こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児童名

児童名

児童名